

第14回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成29年3月8日(木) 午後2時00分～午後3時10分
2. 会 場 保健福祉センター2階 健康研修室(役場本庁前)
3. 出席委員 【農業委員】(13人)
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、5番 濱口佳史、
6番 山中 讓、7番 金子孝子、9番 宮川陽子、10番 堀野裕一、11番 篠田 開、
12番 福留康弘、13番 松本昌子、14番 吉尾好一、
【推進委員】(6人)
2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、4番 宮川建作、5番 篠田 博、6番 尾崎澄夫、
7番 福井正一
(事務局 山本)
4. 欠席委員 【農業委員】(1人) 8番 伊芸精一、
【推進委員】(1人) 1番 大石正幸、
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 議案第1号 農地法第3条許可申請(1件)
 - (3) 議案第2号 非農地証明願について(3件)
 - (4) 議案第3号 形状変更届に関する届出の報告(1件)
 - (5) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - (6) 議案第5号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議

◆その他の討議・報告事項について

平成28年度農業委員会食育活動報告

議 長 只今より第14回農業委員会3月定例会を開催したいと思います。

本日の欠席委員は農業委員の伊芸精一委員と推進委員の大石正幸委員の2名ですので本日の会は成立いたします。

本日の議事録署名人2名を指名させていただきます。本日の議事録署名人は小谷健児委員と野坂賢思委員の両名にお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第1号農地法第3条許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号の農地法第3条許可申請について説明を致します。議案書の1ページをご覧ください。譲渡人及び譲受人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。

申請地は2筆あります。①黒潮町蜷川字柏原4101番、田、700㎡②同所、同字、4102番、田、1,294㎡です。理由として譲渡人の要望であり高齢であり耕作出来ないもので地元の現在耕作していただいている方に農地を譲りたいということです。3ページから9ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧ください。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し7、8ページの現況写真で説明した)

9ページの農地法第3条調査書を説明しますので9ページを開けていただけますか。この調書の左側の項目が重要でしてこれをクリアしていないと3条の許可申請は許可できません。

農地法第3条の第2項1号ですが、全部効率利用されています。農作業従事者は本人と妻です。2号、3号は適用ありません。第4号は年間300日ですので150日以上ですので問題ありません。5号は下限面積の30aを超える106aですので問題ありません。

6号は該当しません。7号の地域調和ですが現在と同じ水稻を耕作するので、周辺農地には特に影響はないと考えます。農地法第3条調査書については各号に該当しないため3条許可申請は適当であると考えます。尚、譲受人の〇〇〇〇さんは農機具等も十分持合わせていますので問題ないと思います。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、続いて担当の委員さんより説明をお願いします。

金子委員 現在も譲受人の方が耕作している農地であり、高齢で耕作出来ないで耕作して頂きたいと言うことでの申請です。譲受人の〇〇〇〇さんは事務局の説明でもありましたように蜷川地区で水稻を中心に農業をしていますので農地取得後も耕作して頂ける方ですので認めて良いと思います。

議 長 担当委員の調査の説明が終わりましたが、質問を受けたいと思います
これについて何かございませんか。

(異議なし)

議 長 他に意見はありませんか。無いようでしたら賛成される方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 議案第1号農地法第3条申請の1番は承認されました。

続まして議案第2号の非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号の非農地証明願について説明しますので、再度1ページをご覧下さい。3件出ていますので1番から順に説明します。1番の願出人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。願出地は黒潮町出口字赤ハゲ558番、畑、323㎡です。

願出理由は、昭和60年代から耕作を放棄しており、現在は灌木、雑草が繁茂している。農地に復旧することは困難であるということです。

10ページから14ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧下さい。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し13、14ページの現況写真で説明した)

現地はこれまで何回か非農地証明が提出された〇〇建設の事務所の高台に位置している所ですので委員のみなさんも記憶に新しいと思いますが、これまでに提出された所に隣接している農地です。況写真を見ていただければ分かるように、現在は木を伐採していますが、農地に復元することが困難と判断します。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、続いて担当委員の説明をお願いします。

議 長 担当委員は私ですので説明します。現地は事務局の言われたようにこれまでに何度か非農地証明が提出された所です。すでに住宅が建築されていますが、現況は事務局の説明のとおりかなりが繁っており、農地しての耕作は難しいので非農地として認めて良いと思います。

- 議 長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。
(異議なし)
- 議 長 議案第 2 号の非農地証明願の 1 番について承認される方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
- 議 長 議案第 2 号の非農地証明願の 1 番は承認されました。
続いて 2 番を事務局より説明願います。
- 事務局 それでは再度 1 ページを開けて下さい。願出人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。願出地は黒潮町下田の口字辻堂 933 番 5、畑、53 m²です。願出理由は、昭和 40 年月日不詳、宅地開発により公衆用道路となり今日に至ると言う事です。
15 ページから 19 ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧下さい。
(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し 19 ページの現況写真で説明した)
現況写真を見ていただければ分かるように現在は舗装をされた道路となっていますので非農地として認めて良いと判断します。事務局からは以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。
- 松本委員 先日、現地を見てきましたが事務局の言うように舗装された道路となっている土地ですので農地として耕作はできないと思いますので認めて良いと思います。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。
(異議なし)
- 議 長 承認される方の挙手をお願いします。
(挙手全員)
- 議 長 議案第 2 号の非農地証明願 2 番は挙手全員により承認されました。
続いて 3 番を事務局より説明願います。
- 事務局 それでは 2 ページを開けて下さい。願出人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。願出地は 9 筆で、①と②は上田の口、③から⑨は田野浦です。願出理由は 20 年以上前から耕作を放棄しており、山林、原野となっていると言うことです。
①黒潮町上田の口字大工田 1358 番、田、59 m²、②同所、同字 1359 番、畑、191 m²です。
ここで上田の口地区の説明をします。(ページ 20 から 24 ページの位置図及び切図、航空写真で説明をした) 24 ページの現況写真をご覧下さい。道路を挟んで山林及び原野状態ですので農地に復元することは困難と判断します。事務局からは以上です。
- 議 長 それでは担当委員の説明をお願いします。
- 松本委員 先日、現地確認をしましたが現況写真を見ても分かるように山林、原野となっています。この道路の奥の方で一部耕作地となっている農地もありましたが、この辺一帯がこのような状況です。農地としては耕作できないと思います。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。
(異議なし)
- 議 長 承認される方の挙手をお願いします。
(挙手全員)
- 議 長 議案第 2 号の非農地証明願 3 番の①及び②は挙手全員により承認されました。

続いて事務局より説明願います。

事務局 それでは再度 2 ページを開けて下さい。③黒潮町田野浦字ミササイ谷 2259 番、畑、62 m²、④同所、同字、22361 番、畑、125 m²、⑤同所、字十蔵ガダバ 2273 番、畑、218 m²、⑥同所、字後山 2294 番イ、畑、152 m²、⑦同所、同字、2301 番、畑、479 m²、⑧同所、字大谷山 2457 番、畑、42 m²、⑨同所、同字、2459 番、畑、204 m²です。(25 から 38 ページの位置図、航空写真及び切図等で説明をした) 後、29、32、35、38 ページの現況写真により説明をした。現況写真のように現地は山林及び原野状態ですので農地への復元は困難と判断します。

尚、この案件は願出人が県外に居住しており地元へ帰ることがないため、親類の方に農地を譲りたいと言うことでしたので、本来なら農地法第 3 条許可書を提出していただくこととなるのですが、現地確認した所、農地として耕作出来ないと判断して非農地証明願の提出となった案件です。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。

議 長 担当委員は私ですので説明します。先日、事務局と共に現地を見てきましたが事務局の言うように現地に行くのも大変な所もあり、その辺は航空写真で判断しました。境界もわからない現地もあり、現況写真を見ても分かるように耕作することは不可能と思えますので認めて良いと思えます。

議 長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。

(異議なし)

議 長 承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 議案第 2 号の非農地証明願 3 番は挙手全員により承認されました。

続いて議案第 3 号の形状変更に関する届出の報告を事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは再度 2 ページをご覧下さい。届出人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。届出地は 5 筆ありますので順に読み上げて説明します。①黒潮町入野字原木 1662 番 1、田、503 m²、②同所、同字、1663 番 1、田、405 m²、③同所、同字、1675 番 1 田、149 m²、④同所、字井ノ谷 6945 番、田、834 m²、⑤同所、同字、6946 番 1、田、389 m²です。届出理由は盛土して畑として耕作したいと言うことです。

尚、この農地周辺は国土交通省が既にも買収済みの所もありこの道路の高さまで嵩上げをしたいということです。

39 ページから 50 ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧下さい。(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し 45 から 47 ページ及び 49、50 の現況写真で説明した) 事務局からは以上です。

議 長 続いて担当委員の調査説明をお願いします。

篠田委員 願出人と会ってきましたが、周辺を道路改良で嵩上げされるのでゴミ等を田に捨てられる恐れがあるので、嵩上げて果樹等を植えたいと言う事でした。

議 長 担当委員の調査説明が終わりました。この件について意見、質問はありませんか。

尾崎推進委員

国道と届出地との間にある住宅の水路はどうなっているのでしょうか。

篠田委員 排水はこの届出地の方に落ちてします。

尾崎推進委員

そうした時に排水の処理に問題が出てくるのではないのでしょうか。

それと同意書はいらないのでしょうか。

事務局 事務局の方で届出人に対して本日の定例会で報告したという文書を送付しますので、その中の注意事項として住宅の排水処理に十分注意して施行をするように記して送付します。

尚、願出人には住宅地の方に一声かけるようにはお願いしています。

勝ってに嵩上げしたら住宅の隣接地の方が驚くこととなりますので、同意書は周辺に農地がある場合は提出してもらいますが、今回は宅地及び道路ですので提出はありません。

議長 その他ありませんか。これは届出ですのでよろしいでしょうか。

(無しの声あり)

続いて第4号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 それでは本日配布したA4の横開きの資料をご覧ください。3月9日に公告する予定となっていますが、整理表を見て下さい。(整理表を読み上げて説明した)事務局からは以上です。

尚、整理表を見ていただければ分かるように借受人は全て〇〇〇〇さんです。農地中間管理機構を介した利用権設定となっています。

議長 これは利用権の設定でありますので問題ないと思いますが質問、意見はありませんか。(異議なし)

議長 それでは承認でよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議案第4号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については承認されました。

続いて議案第5号の認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、本日配布したA4の縦の資料をご覧ください。借入希望者名及び借入金額等を説明した。

議長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。(なし)

議長 それでは承認でよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議長 議案第5号の認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議については承認されました。

つづきまして、その他の件について事務局より説明をお願いします。

事務局 平成28年度農業委員会食育活動の結果について資料を元に説明した。

次回の定例会は4月7日(金)予定していますのでよろしく申し上げます。

議長 次回の定例会は4月7日(水)とさせていただきます。

本日は長時間審議いただきましてありがとうございました。これにて閉会とします。

(午後3時10分終了)

議事録署名人（署名・捺印）

議長

委員

委員